

静 県 薬 第 633 号
令和5年 12月 15日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和5年12月14日付け日薬業発第320号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 320 号
令 和 5 年 12 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、後発医薬品の薬価基準収載等（令和5年厚生労働省告示第326号）に関するものです。

また、今回の薬価基準の改正に伴い、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和5年3月3日付け保医発0303第2号）を改正するほか、以下の医薬品については薬価基準の一部改正に伴う留意事項が示されています。

今回の一部改正は、令和5年12月8日より適用となりますので、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

- タミフルカプセル75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）
- タミフルドライシロップ3%及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）
- キュビシン静注用 350mg 及び後発医薬品のダプトマイシン製剤

事務連絡
令和5年12月7日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発1207第5号
令和5年12月7日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和5年厚生労働省告示第326号をもって改正され、令和5年12月8日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬33品目、注射薬16品目及び外用薬14品目）について、薬価基準の別表に収載したこと。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 620	3, 655	2, 114	26	13, 415

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日保医発第 29 号）記の II の 2 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 6 月 14 日付け保医発 0614 第 1 号）の記の 3 の（4）を削除する。

2 タミフルカプセル 75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）の保険適用上の取扱いについて

(1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。

(2) 本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「通常、成人及び体重 37.5kg 以上的小児にはオセルタミビルとして 1 回 75mg を 1 日 2 回、5 日間経口投与する。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) 本製剤の効能又は効果に関する注意において、「本剤は A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」とされ、また、用法及び用量に関する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること。症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 14 年 4 月 26 日保医発第 0426002 号）の記の II の 1 を次のように改める。

1 タミフルドライシロップ 3 % 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）の保険適用上の取扱いについて

(1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。

(2) 本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。

成人

通常、オセルタミビルとして 1 回 75mg を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。

小児

通常、オセルタミビルとして以下の 1 回用量を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁

して経口投与する。ただし、1回最高用量はオセルタミビルとして75mgとする。

幼小児の場合：2mg/kg（ドライシロップ剤として66.7mg/kg）

新生児、乳児の場合：3mg/kg（ドライシロップ剤として100mg/kg）

（3）本製剤の効能又は効果に関する注意において、「本剤はA型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」とされ、また、用法及び用量に関する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること。症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（3）「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年9月12日付け保医発0912第1号）の記の2の（5）を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和4年12月8日付け保医発1208第1号）の記の3の（4）を削除する。

（5）キュビシン静注用350mg及び後発医薬品のダプトマイシン製剤

本製剤の効能又は効果に関する注意において、「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

（1）「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月24日付け保医発0924第1号）の記の2の（3）中「ゴナールエフ皮下注ペン300」を「ゴナールエフ皮下注ペン150及び同皮下注ペン300」に改める。

（2）「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和5年3月3日付け保医発0303第2号）を以下のとおり改正する。

①別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙2に別添2に掲げる医薬品を、別紙3に別添3に掲げる医薬品を加え、令和5年12月8日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169015F2030	ゾニサミド	2.5mg 1錠	ゾニサミドOD錠 2.5mg TRE「SMP」	住友ファーマプロモ	353.20
内用薬	1169015F3037	ゾニサミド	5.0mg 1錠	ゾニサミドOD錠 5.0mg TRE「SMP」	住友ファーマプロモ	529.80
内用薬	2129011F1043	ベブリジル塩酸塩水和物	5.0mg 1錠	ベブリジル塩酸塩錠 5.0mg 「TE」	トーアエイヨー	22.30
内用薬	2129011F2040	ベブリジル塩酸塩水和物	10.0mg 1錠	ベブリジル塩酸塩錠 10.0mg 「TE」	トーアエイヨー	42.50
内用薬	2190031F1058	アンブリセンタン	2.5mg 1錠	アンブリセンタン錠 2.5mg 「JG」	日本ジェネリック	1,483.30
内用薬	2590007F2362	プロピペリン塩酸塩	2.0mg 1錠	プロピペリン塩酸塩錠 2.0mg 「サワイ」	沢井製薬	29
内用薬	3929007F1045	酢酸亜鉛水和物	2.5mg 1錠	酢酸亜鉛錠 2.5mg 「ノーベル」	ダイト	100.60
内用薬	3929007F2041	酢酸亜鉛水和物	5.0mg 1錠	酢酸亜鉛錠 5.0mg 「ノーベル」	ダイト	157.60
内用薬	3999033F1042	レボカルニチン	10.0mg 1錠	レボカルニチンFF錠 10.0mg 「アメル」	共和薬品工業	39.50
内用薬	3999033F2049	レボカルニチン	25.0mg 1錠	レボカルニチンFF錠 25.0mg 「アメル」	共和薬品工業	100.10
内用薬	3999033S1032	レボカルニチン	10% 1mL	レボカルニチンFF内用液 10% 「アメル」	共和薬品工業	30.30
内用薬	3999033S1040	レボカルニチン	10% 1mL	レボカルニチンFF内用液 10% 「トーワ」	東和薬品	30.30
内用薬	3999033S2039	レボカルニチン	10% 5mL 1包	レボカルニチンFF内用液 10% 分包 5mL 「アメル」	共和薬品工業	137.30
内用薬	3999033S2047	レボカルニチン	10% 5mL 1包	レボカルニチンFF内用液 10% 分包 5mL 「トーワ」	東和薬品	137.30
内用薬	3999033S3035	レボカルニチン	10% 10mL 1包	レボカルニチンFF内用液 10% 分包 10mL 「アメル」	共和薬品工業	263.30
内用薬	3999033S3043	レボカルニチン	10% 10mL 1包	レボカルニチンFF内用液 10% 分包 10mL 「トーワ」	東和薬品	263.30
内用薬	4291020F1078	ダサチニブ水和物	2.0mg 1錠	ダサチニブ錠 2.0mg 「BMSH」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	1,273.40
内用薬	4291020F2074	ダサチニブ水和物	5.0mg 1錠	ダサチニブ錠 5.0mg 「BMSH」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	3,034.40
内用薬	4291024M1032	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	レナリドミドカプセル 5mg 「BMSH」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	4,035.40
内用薬	4291024M1040	レナリドミド	5mg 1カプセル	レナリドミドカプセル 5mg 「F」	富士製薬工業	4,035.40
内用薬	4291024M1059	レナリドミド	5mg 1カプセル	レナリドミドカプセル 5mg 「サワイ」	沢井製薬	4,035.40
内用薬	4291024M2039	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	レナリドミドカプセル 2.5mg 「BMSH」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	3,385.90
内用薬	4291024M2047	レナリドミド	2.5mg 1カプセル	レナリドミドカプセル 2.5mg 「F」	富士製薬工業	3,385.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291024M2055	レナリドミド	2. 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 2. 5 m g 「ザワイ」	沢井製薬	3,385.90
内用薬	6250021F1028	オセルタミビルリン酸塩	7.5 m g 1 錠	オセルタミビル錠 7.5 m g 「トーワ」	東和薬品	114.40
注射薬	1214406G1030	メピバカイン塩酸塩	0.5% 10 mL 1 筒	メピバカイン塩酸塩注射液 0.5% シリンジ 50 m g / 10 mL 「NP」	ニプロ	186
注射薬	1214406G2037	メピバカイン塩酸塩	1% 10 mL 1 筒	メピバカイン塩酸塩注射液 1% シリンジ 100 m g / 10 mL 「NP」	ニプロ	158
注射薬	1214406G3033	メピバカイン塩酸塩	2% 10 mL 1 筒	メピバカイン塩酸塩注射液 2% シリンジ 200 m g / 10 mL 「NP」	ニプロ	228
注射薬	2123404D1041	ランジオロール塩酸塩	50 m g 1 瓶	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 50 m g 「F」	富士製薬工業	1,960.00
注射薬	2123404D3036	ランジオロール塩酸塩	150 m g 1 瓶	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 150 m g 「F」	富士製薬工業	5,261.00
注射薬	6119402D1048	ダプトマイシン	350 m g 1 瓶	ダプトマイシン静注用 350 m g 「ニプロ」	ニプロ	4,993.00
外用薬	1319758Q1030	ジクアホソルナトリウム	3% 5 mL 1 瓶	ジクアホソルNa点眼液 3% 「ニットー」	東亜薬品	187.00
外用薬	8219700S5085	フェンタニル	2.1 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 2.1 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,105
外用薬	8219700S6081	フェンタニル	4.2 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 4.2 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	2,134
外用薬	8219700S7088	フェンタニル	8.4 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 8.4 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	3,694
外用薬	8219700S8084	フェンタニル	12.6 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 12.6 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	5,689
外用薬	8219700S9080	フェンタニル	16.8 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 16.8 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	7,409
外用薬	8219700T1042	フェンタニル	0.84 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 0.84 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	257
外用薬	8219700T2049	フェンタニル	1.7 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 1.7 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	476
外用薬	8219700T3045	フェンタニル	3.4 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 3.4 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	890
外用薬	8219700T4041	フェンタニル	5 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 5 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,298
外用薬	8219700T5048	フェンタニル	6.7 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 6.7 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,637

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
 (加算等の算定対象とならない後発医薬品)
 ※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3943001F2396	アロブリノール	50mg 1錠	局 アロブリノール錠50mg「NS」	日新製薬(山形)	10.10

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169015F2022	ゾニサミド	2.5 mg 1錠	トレリーフOD錠2.5mg	住友ファーマ	966.10
内用薬	1169015F3029	ゾニサミド	5.0 mg 1錠	トレリーフOD錠5.0mg	住友ファーマ	1,449.10
内用薬	2129011F1035	ベブリジル塩酸塩水和物	5.0 mg 1錠	ベブリコール錠5.0mg	オルガノン	44.50
内用薬	2129011F2031	ベブリジル塩酸塩水和物	10.0 mg 1錠	ベブリコール錠10.0mg	オルガノン	84.80
内用薬	3999033S1024	レボカルニチン	10% 1mL	エルカルチンFF内用液10%	大塚製薬	56.70
内用薬	3999033S2020	レボカルニチン	10% 5mL 1包	エルカルチンFF内用液10%分包5mL	大塚製薬	293.40
内用薬	3999033S3027	レボカルニチン	10% 10mL 1包	エルカルチンFF内用液10%分包10mL	大塚製薬	562.60
内用薬	4291024M1024	レナリドミド水和物	5 mg 1カプセル	レプラミドカプセル5mg	ブリストル・マイヤーズ スクイブ	8,085.30
内用薬	4291024M2020	レナリドミド水和物	2.5 mg 1カプセル	レプラミドカプセル2.5mg	ブリストル・マイヤーズ スクイブ	6,783.90
注射薬	2123404D1033	ランジオロール塩酸塩	5.0 mg 1瓶	オノアクト点滴静注用5.0mg	小野薬品工業	3,920.00
注射薬	2123404D3028	ランジオロール塩酸塩	15.0 mg 1瓶	オノアクト点滴静注用15.0mg	小野薬品工業	10,522.00
外用薬	1319758Q1021	ジクアホソルナトリウム	3% 5mL 1瓶	ジクアス点眼液3%	参天製薬	529.70
外用薬	1319758Q2028	ジクアホソルナトリウム	3% 5mL 1瓶	ジクアスLX点眼液3%	参天製薬	1,060.00

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	局 アトロビン硫酸塩水和物「ホエイ」原末	アトロビン硫酸塩水和物	1 g	2,452.20
2	内用薬	局 アロブリノール錠50mg「N S」	アロブリノール	50mg 1錠	10.10
3	内用薬	アンブリセンタン錠2.5mg「J G」	アンブリセンタン	2.5mg 1錠	1,483.30
4	内用薬	オセルタミビル錠75mg「トーワ」	オセルタミビルリン酸塩	75mg 1錠	114.40
5	内用薬	局 クエン酸水和物「コザカイ」原末	クエン酸水和物	10 g	14.20
6	内用薬	酢酸亜鉛錠25mg「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	25mg 1錠	100.60
7	内用薬	酢酸亜鉛錠50mg「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	50mg 1錠	157.60
8	内用薬	セフジトレン ビボキシル小児用細粒10%「OK」	セフジトレン ビボキシル	100mg 1 g	166.30
9	内用薬	局 セフジトレン ビボキシル錠100mg「OK」	セフジトレン ビボキシル	100mg 1錠	48.30
10	内用薬	ゾニサミドOD錠25mg T R E 「S M P P」	ゾニサミド	25mg 1錠	353.20
11	内用薬	ゾニサミドOD錠50mg T R E 「S M P P」	ゾニサミド	50mg 1錠	529.80
12	内用薬	ダサチニブ錠20mg「B M S H」	ダサチニブ水和物	20mg 1錠	1,273.40
13	内用薬	ダサチニブ錠50mg「B M S H」	ダサチニブ水和物	50mg 1錠	3,034.40
14	内用薬	乳糖水和物「ホエイ」	乳糖水和物	10 g	17.00
15	内用薬	局 プロビペリン塩酸塩錠20mg「サワイ」	プロビペリン塩酸塩	20mg 1錠	29.10
16	内用薬	ペブリジル塩酸塩錠50mg「T E」	ペブリジル塩酸塩水和物	50mg 1錠	22.30
17	内用薬	ペブリジル塩酸塩錠100mg「T E」	ペブリジル塩酸塩水和物	100mg 1錠	42.50
18	内用薬	ボリミキシンB硫酸塩錠25万単位「ファイザー」	ボリミキシンB硫酸塩	25万単位 1錠	80.00
19	内用薬	ボリミキシンB硫酸塩錠100万単位「ファイザー」	ボリミキシンB硫酸塩	100万単位 1錠	241.80
20	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「F」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
21	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「サワイ」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
22	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「B M S H」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
23	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「F」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
24	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「サワイ」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
25	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「B M S H」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
26	内用薬	レボカルニチンF F錠100mg「アメル」	レボカルニチン	100mg 1錠	39.50
27	内用薬	レボカルニチンF F錠250mg「アメル」	レボカルニチン	250mg 1錠	100.10
28	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%「アメル」	レボカルニチン	10% 1mL	30.30
29	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%「トーワ」	レボカルニチン	10% 1mL	30.30
30	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%分包5mL「アメル」	レボカルニチン	10% 5mL 1包	137.30
31	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%分包5mL「トーワ」	レボカルニチン	10% 5mL 1包	137.30
32	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%分包10mL「アメル」	レボカルニチン	10% 10mL 1包	263.30
33	内用薬	レボカルニチンF F内用液10%分包10mL「トーワ」	レボカルニチン	10% 10mL 1包	263.30
34	注射薬	アービタックス注射液500mg	セツキシマブ(遺伝子組換え)	500mg/100mL 1瓶	166,678
35	注射薬	カナマイシン硫酸塩注射液1g「明治」	カナマイシン硫酸塩	1 g 1管	320
36	注射薬	ゴナールエフ皮下注ベン150	ホリトロビンアルファ(遺伝子組換え)	150国際単位/0.25mL 1筒	6,558
37	注射薬	局 ストレプトマイシン硫酸塩注射用1g「明治」	ストレプトマイシン硫酸塩	1 g 1瓶	396
38	注射薬	ダブトマイシン静注用350mg「ニプロ」	ダブトマイシン	350mg 1瓶	4,993
39	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液0.5%シリソジ50mg/10mL「N P」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1筒	186
40	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液1%シリソジ100mg/10mL「N P」	メビバカイン塩酸塩	1% 10mL 1筒	158
41	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液2%シリソジ200mg/10mL「N P」	メビバカイン塩酸塩	2% 10mL 1筒	228
42	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注0.5%「日新」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 5mL 1管	79
43	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注0.5%「日新」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1管	86
44	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注1%「日新」	メビバカイン塩酸塩	1% 5mL 1管	79

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
45	注射薬	局 メビパカイン塩酸塩注 1% 「日新」	メビパカイン塩酸塩	1%10mL 1 管	86
46	注射薬	局 メビパカイン塩酸塩注 2% 「日新」	メビパカイン塩酸塩	2%5mL 1 管	84
47	注射薬	局 メビパカイン塩酸塩注 2% 「日新」	メビパカイン塩酸塩	2%10mL 1 管	98
48	注射薬	ランジオロール塩酸塩点滴静注用50mg 「F」	ランジオロール塩酸塩	50mg 1 瓶	1,960
49	注射薬	ランジオロール塩酸塩点滴静注用150mg 「F」	ランジオロール塩酸塩	150mg 1 瓶	5,261
50	外用薬	クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液 0.5% 「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩液	0.5%10mL	7
51	外用薬	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液 5% 「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩液	5%10mL	21
52	外用薬	ジクアホソルNa点眼液 3% 「ニットー」	ジクアホソルナトリウム	3%5mL 1 瓶	187
53	外用薬	麻 フェンタニル 1 日用テープ 0.84mg 「ユートク」	フェンタニル	0.84mg 1 枚	257
54	外用薬	麻 フェンタニル 1 日用テープ 1.7mg 「ユートク」	フェンタニル	1.7mg 1 枚	476
55	外用薬	麻 フェンタニル 1 日用テープ 3.4mg 「ユートク」	フェンタニル	3.4mg 1 枚	890
56	外用薬	麻 フェンタニル 1 日用テープ 5mg 「ユートク」	フェンタニル	5mg 1 枚	1,298
57	外用薬	麻 フェンタニル 1 日用テープ 6.7mg 「ユートク」	フェンタニル	6.7mg 1 枚	1,637
58	外用薬	麻 フェンタニル 3 日用テープ 2.1mg 「ユートク」	フェンタニル	2.1mg 1 枚	1,105
59	外用薬	麻 フェンタニル 3 日用テープ 4.2mg 「ユートク」	フェンタニル	4.2mg 1 枚	2,134
60	外用薬	麻 フェンタニル 3 日用テープ 8.4mg 「ユートク」	フェンタニル	8.4mg 1 枚	3,694
61	外用薬	麻 フェンタニル 3 日用テープ 12.6mg 「ユートク」	フェンタニル	12.6mg 1 枚	5,689
62	外用薬	麻 フェンタニル 3 日用テープ 16.8mg 「ユートク」	フェンタニル	16.8mg 1 枚	7,409
63	外用薬	局 ベンザルコニウム塩化物消毒液50% 「ヤクハン」	濃ベンザルコニウム塩化物	10mL	14.20

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日保医発第29号）の記のIIの2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 タミフルカプセル 75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩 製剤（カプセル剤及び錠剤）の保険適用上の取扱いについて</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「通常、成人及び体重37.5kg以上的小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間経口投与する。」<u>とされているので、</u>使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>（3）本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤はA型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」<u>とされ、また、用法及び用量に</u>関連する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること。症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」<u>とされているので、</u>使用に当たっては十分留意すること。</p>	<p>2 タミフルカプセル 75 の保険適用上の取扱いについて</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）本製剤の治療に用いる場合の用法・用量は「通常、成人及び体重37.5kg以上的小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間経口投与する。」<u>とされており、</u>使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>（3）本製剤の使用上の注意に、「A型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」<u>旨及び「治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること（症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。）</u>」<u>旨が記載されているので、</u>使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成30年6月14日付け保医発0614第1号）の記の3の(4)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削除)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(4) オセルタミビル DS3%「サワイ」及び同カプセル 75mg「サワイ」</u> <u>① 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。</u> <u>② 本製剤の治療に用いる場合の用法・用量は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。</u> <u>ア オセルタミビル DS3%「サワイ」</u> <u>成人</u> <u>通常、オセルタミビルとして1回 75 mgを1日2回、5日間、用時懸濁して経口投与する。</u> <u>小児</u> <u>通常、オセルタミビルとして以下の1回用量を1日2回、5日間、用時懸濁して経口投与する。ただし、1回最高用量はオセルタミビルとして 75mg とする。</u> <u>幼小児の場合：2 mg/kg（ドライシロップ剤として 66.7mg/kg）</u> <u>新生児、乳児の場合：3 mg/kg（ドライシロップ剤として 100mg/kg）</u> <u>イ オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」</u>

通常、成人及び体重 37.5kg 以上的小児にはオセルタミビルとして 1 回 75mg を 1 日 2 回、5 日間経口投与する。

③ 本製剤の使用上の注意に、「A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」旨及び「治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること（症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない）。」旨が記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成14年4月26日保医発第0426002号）の記のIIの1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 タミフルドライシロップ3%及び後発医薬品のオセルタミビル リン酸塩製剤（ドライシロップ剤）の保険適用上の取扱いについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法及び用量</u>は、次のとおりであ り、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>成人</p> <p>通常、オセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間、用時 懸濁して経口投与する。</p> <p>小児</p> <p>通常、オセルタミビルとして以下の1回用量を1日2回、5日間、 用時懸濁して経口投与する。ただし、1回最高用量はオセルタミ ビルとして75mgとする。</p> <p>幼小児の場合：2mg/kg（ドライシロップ剤として66.7mg/kg） 新生児、乳児の場合：3mg/kg（ドライシロップ剤として100mg/ kg）</p> <p>(3) 本製剤の<u>効能又は効果に</u>関連する注意において、「本剤はA型 又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果 がない。」とされ、また、用法及び用量に<u>関連する注意</u>において、 治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から2日以 内に投与を開始すること。症状発現から48時間経過後に投与を 開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていな い。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>	<p>1 タミフルドライシロップ3%の保険適用上の取扱いについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法・用量</u>は、次のとおりであり、 使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>成人</p> <p>通常、オセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間、用時 懸濁して経口投与する。</p> <p>小児</p> <p>通常、オセルタミビルとして以下の1回用量を1日2回、5日間、 用時懸濁して経口投与する。ただし、1回最高用量はオセルタミ ビルとして75mgとする。</p> <p>幼小児の場合：2mg/kg（ドライシロップ剤として66.7mg/kg） 新生児、乳児の場合：3mg/kg（ドライシロップ剤として100mg/ kg）</p> <p>(3) 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、「A型又はB型インフルエンザウイ ルス感染症以外の感染症には効果がない。」旨及び「治療に用いる 場合には、インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を 開始すること（症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者 における有効性を裏付けるデータは得られていない。」旨が記載 されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年9月12日付け保医発0912第1号）の記の2の(5)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) キュビシン静注用350mg及び後発医薬品のダプトマイシン製剤 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) キュビシン静注用350mg 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に「本剤は肺炎に使用しないこと。[本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。]」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成4年12月8日付け保医発1208第1号）の記の3の(4)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削除)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) <u>ダプトマイシン静注用 350mg 「サワイ」</u> <u>本製剤の効能又は効果に関連する注意に「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月24日付け保医発0924第1号）の記の2の(3)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ゴナールエフ皮下注 ペン150 及び同皮下注 ペン 300 (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ゴナールエフ皮下注 ペン 300 (略)